

代理店募集のご案内

賃貸物件の火災保険のことなら

宅建ファミリー共済におまかせください!!

宅建ファミリー共済とは

宅建協会会員の業務支援を目的に設立した少額短期保険業者です。
2008年4月に営業を開始し、現在では全国7,800店を超える代理店(2018年3月現在)と委託契約を結ぶなど、少額短期保険業者の中でもトップクラスの規模となっています。また、今後も全宅連賛助会員ならびに全宅管理賛助会員として会員の業務支援に努めてまいります。



取扱商品について

家財道具や什器備品類など入居者の資産の万一の事故に備える補償と、家主さんへの賠償責任や水漏れ事故など、第三者への賠償責任をカバーする補償となっています。

●賃貸住宅入居者様向け

新ハトマーク補償

新住宅用賃貸総合補償保険

●テナント入居者様向け

新ハトマークテナント補償

新事業用賃貸総合補償保険

安心

宅建ファミリー共済なら 充実した補償で安心をお届けします!

宅建ファミリー共済の「新住宅用賃貸総合補償保険」は賃貸入居者の皆さまを様々なリスクからお守りする補償をパッケージ化!

家財補償



◆火災

失火やもらい火の事故による場合



◆水濡れ

給排水設備の事故や他の戸室に生じた事故による場合



◆盗難

100万円限度
現金20万円、預貯金証書200万円限度

◆落雷・破裂・爆発

◆風災、雹災、雪災

◆騒擾・集団行動に伴う暴力行為

◆床上浸水などの水災

◆建物外部からの物体の飛来、落下

賠償責任



◆借家人賠償

火災などで住宅が損壊し大家さんに対する法律上の損害賠償責任を負担した場合



◆個人賠償

自転車事故などで他人にケガを負わせ法律上の損害賠償責任を負担した場合

各種費用保険



◆窓ガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的の事故修理費用

それぞれ30万円限度



◆給排水管凍結損害修理費用

(解冻費用含む)
10万円限度

◆罹災時諸費用

家財保険金の20%(100万円限度)

◆残存物取片づけ費用

家財保険金の10%限度

◆ドアロックいたずら・盗難事故交換費用

それぞれ3万円限度

◆修理費用

100万円限度

◆地震火災費用

家財総合補償保険全額の5%

◆賃借・宿泊費用

家賃の3か月相当額または30万円のいずれか低い額限度

◆損害防止費用



◆特殊清掃費用

30万円限度

全契約で
孤独死に対応

追加プラン

◆特殊清掃費用の限度額を50万円に引き上げ

◆遺品整理費用を補償

(住宅外でお亡くなりになった場合も補償します。)

1回の事故につき50万円限度



24時間ホームサポートサービスつき

カギあけサービス

水まわり 給排水管・トイレOK

※このサービスは提携会社より提供します。

30分程度の
応急処置作業・出張料
無料

宅建ファミリー共済なら、会員様にご納得いただける 「簡単・便利」な事務処理をご提供します。

〈主な特長〉

簡単・選べる計上方法

宅建ファミリー共済の業務処理システムなら
ご都合に合わせて計上方法が選べます。

※新たに専用FAX機を設置する必要はありません。
※パソコンなら事前登録で契約時の管理物件情報の
入力が省略できます。



パソコンを使って



業務用(貴社の)FAXを使って

契約証は代理店で発行

保険契約証兼保険料領収証を**代理店内で発行**でき、その場でお客さまに
お渡しいただくことができます。

便利な保険料精算

保険料の精算は、**コンビニエンスストア・郵便局**もしくは
インターネットバンキング・モバイルバンキング・銀行ATMでも可能です。

全国・全構造 一律の保険料

保険商品は賃貸物件に特化した**補償をパッケージ化!**(プラン販売)
保険料率は**全国・全構造一律の保険料**のため、お申込みにあたり、
物件の構造の判定が不要です。

更新時は申込書不要!

前契約と同じ内容で更新する場合、契約者からの
申込書の取付が不要です。



契約事務の サポートも万全

契約手続きの窓口となる弊社の事務センターは、平日はもちろん土日祝日も
**9時~20時までオペレーターが対応いたしますので、記入もれや書類不備も
その場で修正が可能**など、安心してお取扱いいただけます。

退去時の手続きも簡単

退去時の解約手続きも「専用ハガキ」を用意しており、
契約者へは後日**弊社から直接返金**します。



24時間365日事故受付

万一の事故の場合、**24時間365日体制**でオペレーターが
受付対応いたします。

ノルマはありません!

弊社保険商品販売にあたっての**ノルマ等はありません。**

ぜひともこの機会に宅建ファミリー共済に詳細資料をご請求ください。

詳しい資料のご請求は
Web、FAX
または**お電話**で!

ホームページ <http://www.takken-fk.co.jp>

FAXの場合はFAX用記入欄に
必要事項をご記入のうえ送信してください。

お電話の場合は、下記(宅建ファミリー共済 営業部/
平日9時~17時受付)までご連絡ください。

FAX 03(3262)8600

TEL 03(3234)1151

FAX用記入欄	フリガナ	フリガナ	電話	() ()
	貴社名	ご担当者名	FAX	() ()
	送付先住所	(〒 -)	損害保険代理店を している	<input type="radio"/> はい
			少額短期保険代理店を している	<input type="radio"/> はい

[個人情報の取扱いについて]
本書面により取得した個人情報について、個人情報保護法及び関連するその他法令・規範を遵守し、
代理店委託契約の説明及び確認以外の目的には使用いたしません。

株式会社 宅建ファミリー共済
東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル7F